

## 平成 29 年度 麻しん対策重点事項

平成 29 年 2 月 21 日  
山梨県麻しん対策会議

本県においては、「麻しんに関する特定感染症予防指針」（平成 19 年厚生労働省告示第 442 号。平成 28 年 2 月 3 日一部改正・平成 28 年 4 月 1 日適用。）に基づき、①予防（予防接種の実施）、②サーベイランス（発生状況の把握）、③まん延防止（発生時の迅速対応）の取組を行ってきた。

全国での麻しん排除に向けた取組により、2015 年（平成 27 年）3 月 27 日、日本は、WHO 西太平洋地域事務局から麻しんの排除状態にあるとの認定を受けたところである。

しかしながら、平成 28 年には麻しんが国内で広域的に発生したことから、平成 29 年度においては、引き続き、次の事項に取り組むこととする。

### 1 予防

#### (1) 目的

予防接種率を 2 回とも 95%以上とし、麻しん排除に効果的な環境を整える。

#### (2) 対策

- ・ 定期の予防接種の実施状況の把握
- ・ 対象者への接種の勧奨、個別通知
- ・ 未接種者への効率的な勧奨方法の検討、実施

### 2 サーベイランス

#### (1) 目的

患者発生を正確に把握し、遺伝子解析によりウイルスの動向を監視することで、麻しん排除の確認に資する。

#### (2) 対策

- ・ 診断時の迅速な届出の徹底
- ・ 発生届出全例における PCR 行政検査の実施
- ・ 患者発生状況の情報還元

### 3 まん延防止

#### (1) 目的

感染力が非常に強いことに鑑み、患者発生時には迅速にまん延防止を図り、麻しん排除を維持する。

#### (2) 対策

- ・ 積極的疫学調査の迅速な実施
- ・ 発生期間における毎日の観察及び報告の徹底
- ・ 適切かつ迅速な臨時休業等の措置